

平和資料の取り扱い等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市民の戦争体験に関する資料及び平和に関する資料(以下「平和資料」という。)を収集し、これらの平和資料を風化させないように保管し、次の世代に伝えていくとともに、平和資料の展示等を行うことにより市民が戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶ機会を提供することを目的として定める。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 平和資料の収集、保管及び展示
- (2) 平和資料に関する調査研究及び講演会等の開催
- (3) 他の平和資料館、学校その他の関係機関との相互協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(平和資料館)

第3条 平和資料を展示する場として、西宮市教育文化センター内に平和資料館(以下「資料館」という。)を置く。

(開館時間)

第4条 資料館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで(前号に該当する日を除く。)

(特別利用)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、平和資料を模写、撮影その他の特別利用(以下「特別利用」という。)に供することができる。

(特別利用の許可)

第7条 平和資料の特別利用をしようとする者は、あらかじめ市長に、特別利用許可申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の特別利用を許可したときは、特別利用許可書を交付する。
- 3 特別利用は、市長の指示に従って行わなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(館外貸出しの許可)

第8条 平和資料の館外貸出しは行わないものとする。ただし、他の平和資料館、学校その他市長が適当と認めるものを除く。

2 平和資料の館外貸出しを受けようとするものは、館外貸出許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、平和資料の館外貸出しを許可したときは、館外貸出許可書を交付する。

4 平和資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。

5 市長は、第3項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(特別利用等の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用及び館外貸出しを許可しない。

(1) 現に平和資料が展示されているとき。

(2) 特別利用又は館外貸出しにより平和資料の保存に影響があるとき。

(3) 著作権者のある平和資料で、著作権者の同意を得ていないとき。

(4) 寄託された平和資料で、寄託者の同意を得ていないとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき

(特別利用等の取消し等)

第10条 市長は、特別利用又は館外貸出しの許可を受けた者が、許可の条件に違反したとき若しくはそのおそれがあるとき又は資料館の運営上必要があると認めたときは、特別利用又は館外貸出しの許可を取り消し、停止し、又は平和資料の返還を命じることができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第11条 平和資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、市長に申し出なければならない。

2 市長は、資料館の運営上必要があると認めるときは、前項の申出を受けることができる。

3 受託期間は1年以上とする。

付 則

この要綱は、平成14年12月12日から実施する。